

前回指摘事項とその対応案について

委員指摘事項	対応案
類型指定を行うために必要な情報の整理について（前回資料4）	
<p><p.55></p> <p>「瀬戸内海における海砂利採取とその環境への影響」の基となる海図データについて精度が判るよう調査時期を示す。</p>	<p>「瀬戸内海における海砂利採取とその環境への影響」の基となる海図データの調査時期については、海図の作成元に問い合わせたが、詳しいことは不明なため、本文には記載しない。</p>
<p><p.13-14、p.55></p> <p>播磨灘北西部の兵庫県側には実際には藻場・干潟が存在すると思われる。</p> <p>また、備讃瀬戸における底質の分布状況図については「日本全国沿岸海洋誌」の情報と異なる部分がある。</p> <p>（オブザーバーからの意見）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨灘北西部 <p>兵庫県側の藻場・干潟情報が抜け落ちていたため、情報を追加整理し、兵庫県側の特別域を修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備讃瀬戸 <p>底質の情報を「瀬戸内海における海砂利採取とその環境への影響」から整理していたが、その他海域で使用している「日本全国沿岸海洋誌」にも、部分的に備讃瀬戸水域の情報が含まれ、より精度の高い情報であることからその情報を上書きで使用し、特別域の範囲を修正した。</p>

委員指摘事項	対応案
その他	
<p>類型指定水域について、瀬戸内海で指定されていない水域の扱いは如何に</p>	<p>瀬戸内海で指定されていない水域について、今後関係自治体と調整を図ってまいりたい。</p> <p>なお、当該水域については環境省にて水質調査を実施しており、瀬戸内海の水質状況の把握に努めている。</p>